

- (3) 高校教育の振興と施設設備の充実について
 (4) 勤務条件の改善について

5 昭和51年8月12日 高教組

○ 交渉内容

- (1) 教職員の給与の改善について
 (2) 主任制度に関する諸問題

6 昭和51年11月5日 県教組

○ 交渉内容

- (1) 通勤手当の増額について
 (2) 1号下位切り下げの復元について
 (3) 昭46年初任給引き上げによる間引き是正について

7 昭和51年11月15日 高教組

○ 交渉内容

- (1) 教職員の給与の改善について
 (2) 教育予算の増額・充実について

8 昭和51年11月19日 県立高教組

○ 交渉内容

- (1) 人事委員会勧告の早期支払いについて
 (2) 通勤手当・住宅手当の改善について
 (3) 1号下位切り下げの回復について
 (4) 主任手当の支給の問題について
 (5) 事務職員と教職員の賃金格差の是正について

9 昭和51年11月30日 県教組

○ 交渉内容

- (1) 事務職員の昇格基準の改善について
 (2) 人確法による教員との賃金格差の是正について
 (3) 中途採用者の前歴換算の是正について

10 昭和52年2月16日 県立高教組

○ 交渉内容

- (1) インターハイ開催に伴う教職員の勤務条件の向上について

第11節 訴訟事件

昭和52年3月31日現在、県教育委員会関係の争訟事件は、訴訟事件として裁判所に係属中のもの7件、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のもの6件、計13件である。

現在係属中の訴訟事件、不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況は以下のとおりである。

なお、昭和51年度における新規事案は2件であり、解決した事案はない。

1 訴訟事件の概要及び進行状況等

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
1	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和34年行第2号）	昭和33年9月15日、同10月28日、同11月26日教職員に対する勤務評定実施に反対するため県下において多数の教職員が上司の許可なく職場を放棄し、そのため多数の学校において正常な運営が阻害され非常な混乱が生じた。当教育委員会としては、このような行為は地方公務員法に違反するものとして、当時の県教員組合執行委員に対し懲戒処分を行ったが、加藤林外27名はこれを不服として、昭和34年1月20日福島地方裁判所に訴えの提起をなしたものであるが、昭和47年9月19日白岩正吉を除いて訴えの取下げがなされた。	口頭弁論中
2	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和36年行第9号）	昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当該県教組両沼支部書記長白岩正吉約30名が会場に侵入し妨害した。 昭和34年8月13日から16日までの3日間、上記白岩正吉が8月14日から16日まで開催された県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま数度にわたる退去要請にかかわらず、県教委両沼出張所会議室にすわりこみ、同出張所の正常な運営を阻害した。 昭和34年10月6日から9日までの3日間飯坂町で開催された東北北海道地区中学校教育課程研究協議会を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員（他労組、県教組のものを含む約300余名）が動員され妨害行動に参加した。また一部教職員はこの妨害行動に参加するため上司の許可なく無断で職場を離脱した。 昭和34年9月8日、同11月27日、同12月10日の3回にわたり、勤務評定反対のための措置要求と称し、県下において多数の教職員が職場を離脱し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害された。 上述(1)(2)(3)の四つの行為は全体の奉仕者たる教育公務員としての服務に違反するものであるとして、昭和34年12月末当時県教	口頭弁論中